

移動等円滑化取組計画書
(路線バス)

2020年 2月 12日

住 所

神戸市北区有野町唐櫃字山町 1399-2

事業者名 神鉄バス株式会社

代表者名（役職名及び氏名）

代表取締役社長 中尾 浩

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ・当社が保有する乗合バス車両においては、狭隘な地形からマイクロバス車両での運行を行っており、12台中6台が車いす対応のリフト付きで運行しています。車両の更新と併せてノンステップバスまたはリフト付きバスの導入を推進する。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ・神戸電鉄鈴蘭台駅は新しく駅ビルになり、車いすのままエレベーターで駅の改札を通り、電車に乗車できる状況である。
- ・乗務員に対し、リフト付きバスの操作方法と車いす利用者が安全に乗降できるよう教育を行っている。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
リフト付きバス	・車椅子用リフト付きバスを 0 台導入する。(2021年度)
ノンステップバス	・ノンステップバスを 1 台導入する。(2021年度)

- ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
リフト付きバス利用方法の掲載	・リフト付きバスを利用したことがない乗客のために、乗降方法を当社ウェブサイト（ホームページ）に掲載する。（2021 年度）

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス停や車内に情報提供の拡充	・車外の前後および乗降口にリフト付きバスであると確認できるよう、車椅子ステッカーを掲示する。
リフト付きバスを運行している路線	運行するバス停の標柱に坂道や道幅等の理由により安全に乗降できない場所を除き、対応可能停留所としてシールを貼る（2020 年度）。 リフト付きの車両がその停留所を通る路線を運行していても、マークを貼っていない場所では利用ができない場合はマークが貼ってあるバス停で乗降をお願いする。

- ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	・乗務員を対象とした、高齢者、障害者の方の乗降の不安を払拭するため、乗務員が実際に車椅子に乗車し、乗降する際に車椅子利用者の気持ちになって体験する実習をおこなっている。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・居住地から駅へ、駅から病院への路線を運行している中で利用者が多いバス停箇所に上屋と可能であればベンチを設置する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項については、当社の中期経営計画に位置づけられている。なお、バリアフリーの推進にあたり、当社安全管理部を主たる部署として位置付ける。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

移動等円滑化取組計画書
(貸切バス)

2020年 2月 12日

住 所
神戸市北区有野町唐櫃字山町 1399-2

事業者名 神鉄バス株式会社
代表者名（役職名及び氏名）
代表取締役社長 中尾 浩

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ・当社が保有する貸切バス車両は、現在のところリフト付きバスは導入しておりませんが、2025年開催の大阪万博を契機に需要増が見込まれることから、2025年までに車両の更新と併せてリフト付きまたはエレベーター付きバスを導入する予定。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ・2025年度までに乗降方法等について当社ウェブサイト（ホームページ）に掲載する。
- ・貸切バス乗務員に対し、車椅子利用者に関する理解を深めるため、定期的に対応事例等について訓練を行う。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
リフト付きバス エレベーター付きバス	・貸切バス車両としてリフト付きバスまたはエレベーター付きバスを 1 台導入する予定。(2025年度)

- ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
リフト付きバス利用方法の掲載	運転士へのソフト面での教育を実施する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
貸切バスの予約方法の周知	ホームページに記載する。

- ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	・乗務員を対象とした、高齢者、障害者の方の乗降の不安を払拭するため、乗務員が実際に車椅子に乗車し、乗降する際に車椅子利用者の気持ちになって体験する実習をおこなう。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・全従業員にバリアフリーに対する理解度を定期的に図るべく教育訓練等を年度計画として行う

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項については、当社の中期経営計画に位置づけられている。なお、バリアフリーの推進にあたり、当社総務部を主たる部署として位置付ける。

注 1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。